

令和7年10月1日以降に外国籍の方が入校する場合は、特定事項が記載された住民票が必要となります。

1 中長期在留者

- ① 外国人住民となった年月日
- ② 国籍・地域
- ③ 中長期在留者である旨（法第30条の45に規定する区分）
- ④ 在留資格
- ⑤ 在留期間等
- ⑥ 在留期間等の満了の日
- ⑦ 在留カード等の番号

の7項目が記載されていないと入校できません。

2 特別永住者

- ① 外国人住民となった年月日
- ② 国籍等
- ③ 特別永住者である旨
- ④ 特別永住者証明書の番号

の4項目が記載されていないと入校できません。

※住基法の適用を受けない外国人の方はお問い合わせください。

代表電話：059-224-0188